

自動車低公害化推進事業
〔地方公共団体等の保有する塵芥車、ごみ運搬車等の低公害化〕

(1) 事業の概要

地方公共団体等が保有する塵芥車、ごみ運搬車等については、地方公共団体等の経済的負担等の要因によって低公害化が遅れているため、これらの車両の導入に当たり補助を実施することにより、地方公共団体等が率先してハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入することを支援する。

(2) 事業計画

地方公共団体、収集委託業者及び収集許可事業者が塵芥車、ゴミ運搬車等としてハイブリッド自動車等を導入する事業に対して、環境省により選定された執行事務実施者が、その費用の一部を補助する。

(3) 事業実施主体

地方公共団体・民間事業者（収集委託業者・収集許可事業者）

(4) 予算額 3,500百万円

(補助額)

【地方公共団体向け】	ハイブリッド自動車	CNG自動車
積載量 4 t 未満	980千円	980千円
積載量 4 t 以上	2,750千円	3,200千円

注) 通常車両との差額 100%相当の定額補助

【収集委託業者等】	ハイブリッド自動車	CNG自動車
積載量 4 t 未満	490千円	490千円
積載量 4 t 以上	1,375千円	1,600千円

注) 通常車両との差額の 1/2 相当の定額補助

自動車低公害化推進事業

〔地方公共団体等の保有する塵芥車、ごみ運搬車等の低公害化〕

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)

・クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車、CNG自動車等)を2010年度までに69～233万台普及

低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)

・次世代自動車(ハイブリッド自動車、CNG自動車等)を2020年度までに新車販売の2台に1台の割合で導入

しかし・・・

地方公共団体、収集委託業者、収集許可業者(地方公共団体等)が保有する塵芥車、ごみ運搬車等については、地方公共団体等の経済的負担等の要因によって、低公害車化に遅れ

・ 地方公共団体が保有する塵芥車その他の特種用途自動車における低公害車の普及率:約11%
〔普通乗用車、軽自動車等においては、約25%〕

次世代自動車
の導入支援

地方公共団体等の塵芥車等について、平成21年度にハイブリッド自動車・CNG自動車を導入する場合に、地方公共団体については通常車両との差額相当分の定額補助を実施、収集委託業者等については通常車両との差額の1/2相当分の定額補助を実施